

# 会 議 録

- 1 会議名  
令和元年度 第1回阿賀野市行政改革推進委員会
- 2 開催日時  
令和元年7月29日(月) 午前10時から午前11時30分まで
- 3 開催場所  
阿賀野市役所 別館3階 303会議室
- 4 出席者(傍聴者を除く。)の氏名(敬称略)
  - ・出席:伊藤委員、漆山委員、太田委員、大淵委員、小野里委員、小林委員  
菅井委員、成川委員(8人中8人出席)  
宍戸行政改革推進アドバイザー
  - ・事務局:企画財政課(大橋課長、小山係長、廣川主任)
- 5 議題(公開・非公開の別)
  - (1) 委員長の互選について(公開)
  - (2) 委員長職務代理の指定について(公開)
  - (3) 阿賀野市事業の外部評価及び行政改革推進計画の策定について(諮問)(公開)
  - (4) 今年度の取組内容及び会議公開の取り扱いについて(公開)
  - (5) 事務事業評価の対象事業及び実施手法について(公開)
- 6 非公開の理由  
なし
- 7 傍聴者の数  
0人

## 8 発言の内容

### (1) 委員長の互選について（公開）

事務局

委員長は、阿賀野市行政改革推進委員会条例第5条により、委員の互選により定めることとしているが、どのように取り計らったらよいか、意見ををお願いしたい。

委員（前委員長）

宍戸先生を行革推進アドバイザーで考えているという事務局からの話もあり、新しい体制にしたいという意味であれば、委員長も新しい方が良いのではないかと考えており、そのあたりの事務局での考えを教えてください。

事務局

我々も事前に大淵前委員長とお話した中で、そのような話をいただいております。今期は新しい委員である伊藤委員を委員長に推薦したいが、いかがでしょうか。

委員一同

異議なし。

事務局

それでは、今期の行政改革推進委員会の委員長は伊藤委員に決定させていただきます。

### (2) 委員長職務代理の指定について（公開）

事務局

今後2年間の任期中、委員長に万が一事故があった場合に職務を代理していただく方ということで、あらかじめ委員長の指定により職務代理を置くこととしている。

伊藤委員長より指定をお願いしたい。

委員長

事務局からも情報をいただいた中で、地方行政等を経験しており、地域住民の状況も詳しいということことから、漆山委員を指定したい。

事務局

委員長の指定に基づき職務代理は漆山委員に決定します。

### (3) 阿賀野市事業の外部評価及び行政改革推進計画の策定について（諮問）（公開）

～ 市長から委員長へ諮問書の手交 ～

(4) 今年度の取組内容及び会議公開の取り扱いについて (公開)  
(資料に基づき、事務局より説明)

委員長

ただ今の事務局の説明に対して質問がございませんでしょうか。  
(質問なし)

(5) 事務事業評価の対象事業及び実施手法について (公開)

・今年度の事務事業評価の対象事業について  
(資料に基づき、事務局より説明)

委員長

ただ今の事務局の説明に対して質問がございませんでしょうか。

委員

今年度は、事務局が説明した6つの事業を評価することだが、追加で評価事業を提案できないか。

「認定農業者会」に支援している事業についてであるが、農業者の大切な担い手を扱うこの支援を委員会で審議いただきたいと考えているので、「認定農業者活動支援事業補助金」を案件として追加できないか。

委員長

事務局側で追加できるかどうか。

事務局

市民団体等への補助金は、話のあった「認定農業者活動支援事業補助金」も含めて「法令外負担金」として扱っており、現在は40数件の事業がある。毎年、各部長等で構成される「法令外負担金審査会」において審査を実施して補助を決定している。

審査は「補助金ガイドライン」に基づき行っており、話をいただいた認定農業者の案件だけを行政改革推進委員会に審議いただくのか、法令外負担金全体として、このガイドラインを審議いただくのかというのは、こちらでも検討しないといけないので、今年度は難しいと思われる。

職務代理

「安田B&G海洋センター」や「五頭少年自然の家」は10月には既に閉館している。  
8月中の評価を開催することはできないか。

事務局

8月中旬に評価ができればよいが、担当部局において評価の資料準備等を考えると難しい。資料として、プールの開館期間中の映像等を示すことなどで、できるだけ開館期間の状況がわかるようにしたい。

B&G海洋センターでは「水泳教室」や「カヌー教室」等の実施事業の利用が低迷している状況がある。このような中で、実施している事業を改善していくという視点でも評価いただきたい。

委員長

私からもひとつ。「課題解決案提案型」は、この（記載の）解決策で良いかということの評価するとのことだが、この評価の視点・ポイントシートでの（効率的かつ効果的な運営としての）視点だけでみるのではなく、例えば給食であれば「きめ細かく児童をみている」という視点にたつと「良い」という一面もあると思うが、観点はあくまでも前者の視点か。

事務局

全国的に人口減少が広がる中で、これからは職員も減少していく。例えば、国の制度として臨時的任用職員への処遇が改善されて、一般職員と同等の処遇が求められており、こうしたことから、これからはもっと財政出動が想定される。人口が増えない中で財政状況だけがひっ迫していくことも想定されることから、こうした背景を考えると、行政改革として今回提案したこの解決案は、あくまでも前者（効率的かつ効果的な運営としての）の視点。

ただし、一方でお話いただいたように、子どもが減るのであればもっときめ細かな事業として実施していくべきという考えもある。恐らく、評価当日には担当課は、そこらへんを「デメリット」として提案してくると思うので、行政改革の部分とそのデメリットを聞いた上で審議いただきたい。

委員長

他に質問がございませんでしょうか。

（質問なし）

・事業評価の実施手法について

（資料に基づき、事務局より説明）

委員長

ただ今の事務局の説明に対して質問がございませんでしょうか。

（質問なし）

委員長

判定区分については「委員長は無し」ということだが、委員長は判定に加わらないということか。

事務局

委員長は評価判定には加わりません。

行政改革推進アドバイザー

その根拠は何か。委員長も委員であるのなら評価するべきではないか。

事務局

根拠は持ち合わせていない。全体の進行管理を行うので評価に加わっていなかった。委員長が評価に加わるのであれば妨げるものではない。

行政改革推進アドバイザー

逆に私が評価に加わることが可能なのか。

委員ではないので加わるべきではないと考えるが。

事務局

事務事業評価にはアドバイザーのご意見もいただきたいと考えて、評価に加えさせてもらう考えを持っている。

行政改革推進アドバイザー

参考案は申し上げるが、委員でなければ意思決定には加わるべきではないと考える。

そこはもう一度調整していただきたい。

事務局

承知した。

委員長が評価に加わるかも含めて調整させていただく。評価日における委員長は、時間配分や取りまとめなどの業務があり評価することが可能かどうか。

委員長

評価に加わった場合に、委員の数が（8人で）同数になる可能性もあるが。

その場合は委員長で評価を決定するということか。

委員

過去に同数になったということは私の6年間の経験では1回あったと記憶している。

それほど頻繁ではない。

委員長

その辺の整理を事務局でお願いしたい。

事務局

開催日までに調整する。

委員

8月の開催は可能か。

事務局

資料を少なくとも2週間くらい前までには委員さんに事前にお送りしたい関係があり難しいかもしれないが、前倒しできるかどうかも担当部局と協議したい。

行政改革推進アドバイザー

資料6の5ページ(2)事業評価型に記載の「行政で行う役割は終了している」とは、なにをもって終了しているというのか？

なにをもって市役所は手を放して良いな、と考えるのか？判断基準をイメージで教えてほしい。

事務局

例として、「補助事業」が挙げられる。

今まではその補助事業がなければ、補助団体が動けなかった状況にあったものが、補助を支出しなくても自分たちで活動できるようになってきたとか、あるいは、その補助団体の構成人数が少なくなってきており、ごく一部の市民だけの団体になって公益性という視点が薄れてきている、そういったものがイメージできる。

行政改革推進アドバイザー

それでは、逆に言う「行政の役割は続いている」というのは、構成人数が大勢でも補助金がないと続かない、いわゆる「公費におんぶにだっこ事業」というのは、継続していくということになるのか。

事務局

それは継続にならない。

そうした事業の場合は、次の「仕事の中身のチェック」で評価することになると考える。

そうした事業については「事業効果はどうか？」という視点で評価することになる。

行政改革推進アドバイザー

承知した。

委員長

関連したもので、例えば「少年自然の家」については、その事業の目的が何なのか。これが見えてこないと単純に利用者が少ない、古くなったからといって「見直し」「民間」ということではなく、「目的が達成した」という意味で利用者が多くても民間に渡すべきだという考えもあると思うが。

事務局

お話のとおり、「少年自然の家」は現在「社会教育施設」として生涯学習課が所管している。ただし、この目的の施設は近隣であれば例えば胎内市にも同様な県の施設があることから、市内の子どもたちが利用するケースも少なくなってきている。そうになると、当市の施設として当市の子どもたちのための「社会教育施設」としての役割が低くなってきてい

るという考えもできる。

では、「見直し」や「民間」に移行したときに、社会教育施設ではなく、もっと違う役割で市民の方が利用できる方向があるのではないかとすることも考えられると思う。

委員

「指定管理」というのはどういうものなのか。あれは、民間なのかまだ行政なのか。

以前、民間という評価の中で、指定管理者制度の導入を勧めることを迷った経緯がある。

事務局

行政であると考え。アドバイザーはどのようにお考えか。

行政改革推進アドバイザー

例として指定管理者に委託した事業で事故が起きた場合は、どちらが責任を負うのか？

国賠法に基づくと基本的には市が責任を負うことが多い。

そう考えると行政といえるだろう。

委員長

他に質問がございませんでしょうか。

(質問なし)

【 閉 会 】

## 9 問い合わせ先

阿賀野市役所 総務部 企画財政課 企画係

TEL : 0250-62-2510 (内線 2243)

E-mail : kikaku@city.agano.niigata.jp